

令和3年10月11日
庶務課

**江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部改正について（概要）**

項目	条例	内容
改正の趣旨		<p>厚生労働省において、公務災害により一定の障害を負った労働者について介護補償給付を支給する旨を定めており、その給付額は特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給及び最低賃金の全国加重平均額により、毎年度見直しを行っている。</p> <p>公立学校について定めた政令及び都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部が改正されたため、都の制度に準じ、介護補償額の限度額の一部について同様の改正を行う。</p>
介護補償	第12条 第2項	<p>介護補償限度額の改正</p> <p>(1) 常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の実費額に対する補償の最高限度額「166,950円」を「171,650円」に改める。</p> <p>(2) 常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の実費額に対する補償の最低保障額「72,990円」を「73,090円」に改める。</p> <p>(3) 随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の実費額に対する補償の最高限度額「83,480円」を「85,780円」に改める。</p>
附則 (改正条例)	第1項	この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和3年4月1日から適用する。
	第2項	新条例は、適用に経過措置を定める。

現行	改正案
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(介護補償)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>166,950円</u>を超えるときは、<u>166,950円</u>)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>72,990円</u>以下であるときに限る。) <u>72,990円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>83,480円</u>を超えるときは、<u>83,480円</u>)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第13条～第30条 (略)</p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(介護補償)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>171,650円</u>を超えるときは、<u>171,650円</u>)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>73,090円</u>以下であるときに限る。) <u>73,090円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>85,780円</u>を超えるときは、<u>85,780円</u>)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第13条～第30条 (略)</p>

別表 (略)

別表 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和3年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第12条第2項第1号から第3号までの規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。